

周南市介護保険条例の一部を改正する条例制定について

周南市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年2月22日 提出

周南市長 藤 井 律 子

周南市介護保険条例の一部を改正する条例

周南市介護保険条例（平成15年周南市条例第151号）の一部を次のように改正する。

第2条の2の次に次の1条を加える。

（保健福祉事業）

第2条の3 本市は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の49の規定に基づき、保健福祉事業を行うものとする。

2 保健福祉事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

第3条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に、「介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）」を「法」に改め、同項第1号中「29,280円」を「29,760円」に改め、同項第2号及び第3号中「43,920円」を「44,640円」に改め、同項第4号中「49,780円」を「50,600円」に改め、同項第5号中「58,560円」を「59,520円」に改め、同項第6号中「67,350円」を「68,450円」に改め、同号ア中「得た額」の次に「とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0」を加え、「この項において」を削り、同項第7号中「73,200円」を「74,400円」に改め、同号ア中「200万円」を「210万円」に改め、同項第8号中「87,840円」を「89,280円」に改め、同号ア中「300万円」を「320万円」に改め、同項第9号中「99,560円」を「101,190円」に改め、同項第10号中「111,270円」を「113,090円」に改め、同項第11号中「128,840円」を「130,950円」に改め、同項第12号中「146,400円」を「148,800円」に改め、同条第2項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に、「17,570円」を「17,860円」に改め、同条

第3項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に、「17,570円」を「17,860円」に、「29,280円」を「29,760円」に改め、同条第4項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に、「17,570円」を「17,860円」に、「41,000円」を「41,670円」に改める。

附則に次の見出し及び3項を加える。

(令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例)

- 8 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第3条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア及び第11号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額（当該額が0を下回る場合には、0とする。）によるものとし、租税特別措置法」とする。
- 9 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。
- 10 附則第8項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の周南市介護保険条例第3条の規定は、令和3年度分の保険料から適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

(参 考)

周南市介護保険条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(保険料率)</p> <p>第3条 <u>平成30年度から令和2年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>29,280円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>43,920円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>43,920円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>49,780円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>58,560円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>67,350円</u></p> <p>ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条</p>	<p>(保健福祉事業)</p> <p><u>第2条の3 本市は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の49の規定に基づき、保健福祉事業を行うものとする。</u></p> <p><u>2 保健福祉事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。</u></p> <p>(保険料率)</p> <p>第3条 <u>令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>29,760円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>44,640円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>44,640円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>50,600円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>59,520円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>68,450円</u></p> <p>ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条</p>

現行	改正案
<p>の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。)が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ (略)</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 <u>73,200円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>200万円</u>未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ (略)</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 <u>87,840円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>300万円</u>未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ (略)</p> <p>(9) 次のいずれかに該当する者 <u>99,560円</u></p> <p>ア・イ (略)</p> <p>(10) 次のいずれかに該当する者 <u>111,270円</u></p> <p>ア・イ (略)</p> <p>(11) 次のいずれかに該当する者 <u>128,840円</u></p> <p>ア・イ (略)</p> <p>(12) 前各号のいずれにも該当しない者 <u>146,400円</u></p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減</p>	<p>の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、<u>当該合計所得金額が0を下回る場合には、0</u>とする。以下同じ。)が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ (略)</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 <u>74,400円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>210万円</u>未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ (略)</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 <u>89,280円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>320万円</u>未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ (略)</p> <p>(9) 次のいずれかに該当する者 <u>101,190円</u></p> <p>ア・イ (略)</p> <p>(10) 次のいずれかに該当する者 <u>113,090円</u></p> <p>ア・イ (略)</p> <p>(11) 次のいずれかに該当する者 <u>130,950円</u></p> <p>ア・イ (略)</p> <p>(12) 前各号のいずれにも該当しない者 <u>148,800円</u></p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減</p>

現行	改正案
<p>額賦課に係る<u>令和2年度</u>における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>17,570円</u>とする。</p> <p>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和2年度</u>における保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>17,570円</u>」とあるのは、「<u>29,280円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和2年度</u>における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「<u>17,570円</u>」とあるのは、「<u>41,000円</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p>額賦課に係る<u>令和3年度から令和5年度</u>までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>17,860円</u>とする。</p> <p>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度から令和5年度</u>までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>17,860円</u>」とあるのは、「<u>29,760円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度から令和5年度</u>までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「<u>17,860円</u>」とあるのは、「<u>41,670円</u>」と読み替えるものとする。</p>
<p>附 則 1～7 (略)</p>	<p>附 則 1～7 (略) <u>(令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例)</u> 8 <u>第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第3条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア及び第11号アに係る部分に限る。)</u>の規定の適用については、同項第6号ア中「<u>租税特別措置法</u>」とあるのは、「<u>所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定</u></p>

現行	改正案
	<p> <u>する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に 係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によ って計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によ って計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額（当該 額が0を下回る場合には、0とする。）によるものとし、租 税特別措置法」とする。</u> </p> <p> <u>9 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定につい て準用する。この場合において、同項中「令和2年」とある のは、「令和3年」と読み替えるものとする。</u> </p> <p> <u>10 附則第8項の規定は、令和5年度における保険料率の算定 について準用する。この場合において、同項中「令和2年」 とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。</u> </p>